

津市監査委員告示第4号

市長が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和8年6月3日

津市監査委員	寫	田	光	伸
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	伊	藤	哲	也

別紙のとおり

1 平成26年3月3日付け監査委員告示第1号公表分

美杉総合支所

地域振興課

<p>監査の結果</p>	<p>レークサイド君ケ野の経営改善について</p> <p>レークサイド君ケ野について、同施設の収支状況は、実質的な単年度収支を見ると平成25年度（平成25年8月末現在）は900万円を、平成24年度は1,600万円をそれぞれ超える赤字（美杉総合支所地域振興課調べ）が生じている。平成24年度においては、メニューの見直しにより賄材料費の削減などに努め、平成23年度に比べ、収支は改善されたものの依然として赤字であり、利用者数も減少していることから、一層の経営改善に努められたい。</p>
<p>措置の内容</p>	<p>レークサイド君ケ野は、昭和49年に設置され供用開始後50年が経過しており施設及び設備の老朽化が著しいこと、利用の需要が低下し利用者数の回復が見込めないこと、収支については慢性的な赤字状態にあったことなどから経営改善が困難な状況であった。</p> <p>関係団体や民間事業者からサウンディング型市場調査を実施したが提案はなかった。</p> <p>また、地域からは「レークサイド君ケ野の廃止はやむを得ない」とのご意見をいただいていた。</p> <p>このようなことから、津市公共施設等総合管理計画推進会議において同施設の廃止の方針を決定し、令和7年第4回定例会に津市レークサイド君ケ野の設置及び管理に関する条例廃止議案を提出し議決をいただいたので令和8年3月31日をもって同施設を廃止した。</p>

2 令和6年8月26日付け監査委員告示第5号公表分

(1) 白山総合支所

地域振興課（リバーパーク真見管理組合）

<p>監査の結果</p>	<p>条例施行規則を遵守した浄化槽管理費の徴収について</p>
--------------	---------------------------------

	<p>津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例第16条第2項（別表第1）の備考4において、滞在型施設を長期に使用する場合の利用料金には浄化槽管理費等を「含まないものとする」と定め、条例施行規則第9条第2項（以下「規則」という。）では、浄化槽管理費は実費の合計額を指定管理者が交付する納入通知書により納入しなければならないとされている。</p> <p>過去の監査において、滞在型施設の浄化槽管理費を実費で徴収せず、利用料金に含めて一律25,000円を徴収していたため、規則に矛盾しているとの指摘がなされ、施設所管課より、規則に基づき浄化槽管理費を適正に徴収、処理を行うよう改めたとの措置報告がなされた。</p> <p>しかしながら、依然として、指定管理者は一律25,000円を浄化槽管理費として徴収しており、利用料金と区分されてはいるものの、実費による浄化槽管理費を徴収していなかった。</p> <p>長年にわたり規則違反の状態が続いていることから、早急に実費で浄化槽管理費を徴収する方法を検討し、規則違反状態を解消されたい。</p>
措置の内容	<p>浄化槽維持管理に係る費用については、算定方法を明確にするため条例施行規則の改正を行い、令和8年度からリバーパーク全体に係る浄化槽管理費を基礎に、滞在型施設の負担割合（滞在型施設と指定管理者が管理する施設の当該年度の水道使用量に応じて算定した割合）を乗じて得た額を滞在型施設数（22棟）で除して得た金額を一棟当たりの浄化槽管理費として徴収することとした。</p>

3 令和7年2月14日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 白山総合支所

地域振興課

監査の結果	消防法その他関係法令の遵守について
-------	-------------------

	<p>令和5年度・令和6年度わかすぎの里消防用設備保守点検業務及び津市白山農民研修所（津市白山公民館）消防設備保守点検業務のうち機器点検については、仕様書に基づき、令和5年7月、令和6年2月、同年7月に実施されていたが、令和5年7月から令和6年2月までの期間は、消防法第17条の3の3の規定等に定める6月に1回の点検期間を超過していた。</p> <p>今後は、このようなことがないように、消防法その他関係法令を遵守した保守点検を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>消防用設備保守点検業務の令和7年度の設備点検の実施時期について、仕様書に令和7年7月及び令和8年1月と規定し、消防法第17条の3の3に定める6月に1回の点検期間を遵守し、適正に実施した。</p>

(2) 白山総合支所  
市民福祉課

監査の結果	<p>消防法その他関係法令の遵守について</p> <p>令和5年度・令和6年度白山保健福祉センター消防用設備保守点検業務のうち機器点検については、仕様書に基づき、令和5年9月、令和6年2月、同年9月に実施されていたが、令和6年2月から同年9月までの期間は、消防法第17条の3の3の規定等に定める6月に1回の点検期間を超過していた。</p> <p>今後は、このようなことがないように、消防法その他関係法令を遵守した保守点検を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>消防用設備保守点検業務の令和7年度の設備点検の実施時期について、仕様書に令和7年8月及び令和8年2月と規定し、消防法第17条の3の3に定める6月に1回の点検期間を遵守し、適正に実施した。</p>

4 令和7年8月22日付け監査委員告示第11号公表分

(1) 市民部

市民課（PFI津市斎場株式会社）

監査の結果	事業報告書の提出について
-------	--------------

	<p>津市斎場の設置及び管理に関する条例第11条第1項において、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、斎場の管理業務の実施状況及び利用状況等を記載した事業報告書を作成し、市長に提出することとされている。</p> <p>しかしながら、令和3年度、令和4年度及び令和5年度の同施設の年次報告書はいずれもこの期間を超えて提出されていた。</p> <p>今後はこのようなことがないように、同条例を遵守されたい。</p>
措置の内容	<p>斎場管理業務の実施状況と利用状況は、毎月ごとに月次報告書の提出を受け、内容を確認しているところであるが、津市斎場の設置及び管理に関する条例第11条に定める報告書については、年次報告書の提出日が、毎年度終了後30日以内という提出期限を超えており、市民課から適切な指示を行うことができていなかったため、今後はこのようなことがないように市、指定管理者ともに法令遵守に努める。</p> <p>これについて、令和6年度の実施状況及び利用状況を明記した年次報告書においては、令和7年4月24日のモニタリング会議において期限内に提出するように指示し、30日以内となる令和7年4月30日付けで提出を受けたところである。</p>

(2) 白山総合支所

地域振興課（青山高原保健休養地管理株式会社）

監査の結果	<p>行政財産使用許可等について</p> <p>青山高原保健休養地内で、指定管理者が自主事業を行っているパターゴルフ場を含む複数の施設について、津市財産に関する条例に定める行政財産使用許可等の必要な手続きがされていなかったことから、使用の実態に応じ、所要の措置を講じられたい。</p>
-------	--

措置の内容	<p>パターゴルフ場施設については、使用の実態に応じた施設内容となるよう、令和8年4月1日付けで条例を改正し、フリーサイト・貸切ドッグラン施設へ転用した。また、指定管理者が設置した施設（山荘、倉庫、車庫、待機所及び草刈機倉庫）については、行政財産使用許可の手続を行った。</p>
-------	---

5 令和8年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

(1) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

監査の結果	<p>津市スポーツ振興基金活用事業補助金に係る審査の形骸化について</p> <p>津市スポーツ振興基金活用事業補助金については、交付要綱第2条第1項で交付の対象となる経費を定め、応募要領で補助対象経費の内容、摘要要件及び限度額を定めている。</p> <p>しかしながら、応募要領において、宿泊費の摘要要件を「1泊2食付きなどの代金については、宿泊に要する費用のみを対象とする。」と定めているところ、朝食料金を含めた宿泊費全額を補助対象経費と認定した事例や、旅費の旅客運賃について限度額を「実費の2分の1」と定めているところ、旅客運賃全額を補助対象経費として認定した事例など、応募要領に反した審査事例が散見された。</p> <p>当該補助金審査に形骸化が見られることから、改めて応募要領に基づく審査を行うなど、令和6年度及び7年度の補助金について所要の措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>指摘事項に関しては、当課による確認不足に起因して生じたものであり、このことは大いに反省するとともに、審査に当たって厳格かつ適正に行えるよう、当該補助金担当者のみならず課全体で改めて当該補助金応募要領の確認を行い、審査に当たっている。その上で、改めて申請書類等を見直した結果、令和6年度分</p>

	<p>においては3団体（2団体が宿泊費、1団体が旅費）が該当していたため、各団体に聞き取りを行い、収支決算書の誤記載のほか、提出資料と実情が異なっていたことが判明した。そのため、各団体には事業実績報告書の修正や補足説明を文書により行うよう指導し、修正依頼等文書が提出された。これを受けて、当課において当該文書の精査を行い、いずれも当該補助金応募要領のとおり適正に補助金が活用されていたと判断できたことから文書の受理及び補足申出の承認を行った。</p> <p>結果として補助金の返還を求めるまでに至らなかったが、3団体に対しては、今後はこのようなことがないように、当該補助金応募要領に従い、適正な補助金の活用を努めるよう改めて指導した。</p> <p>また、令和7年度分においては前述の3団体とは別の1団体（宿泊費）が該当していることが判明したが、当該団体より事業計画変更の届出がなされ、当該補助金応募要領のとおり活用が改められ、その後の事業実績報告においても適正な補助金の活用が確認できた。</p> <p>今後も、交付申請等の機会に全ての申請者に対して応募要領の遵守をお願いするとともに、審査に当たっては当該要領等に従い適正に行うよう、課内で徹底する。</p>
--	--

(2) 健康福祉部

ア 高齢福祉課

<p>監査の結果</p>	<p>市営駐車場駐車券の適正な在庫管理の徹底について津市まん中老人福祉センターの利用者に配布する市営駐車場駐車券については、同施設の指定管理者が保管する分を含め、令和6年度末で398万1,200円分の残高があったが、このうち300万円分を令和7年度に払戻しをしていた。</p> <p>このような多額の払戻しをするに至った要因は、新</p>
--------------	---

	<p>型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和6年度までの利用者数が減少していたにも関わらず、利用者が減少する前の実績に基づき駐車券を購入していたことによるものである。</p> <p>駐車券の払戻しは令和7年4月1日にフェニックス通り駐車場が民営化されたことによるもので、払戻しがされていないと多額の在庫を抱える状態が継続することとなっていた。</p> <p>今後は、現有残高と使用見込みを十分に見極めた上で真に必要な予算を計上し、適正な在庫管理を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>駐車券の直近の利用実績及び保有在庫を踏まえて予算計上を行い、適正な在庫管理を徹底していく。</p>

イ 援護課

監査の結果	<p>延滞金免除に係る決裁の徹底について</p> <p>生活保護法第63条による返還金、生活保護法第78条による徴収金及び過年度戻入金については、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第11号の規定に基づき減免基準を定め、これらの債権に係る延滞金を免除している。</p> <p>しかしながら、免除した全ての債権に対して、免除決定に係る決裁がなされていなかった。</p> <p>延滞金の免除に関することについては、津市事務専決規程第5条において、課長決裁と定められていることから、専決権者による決裁を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>令和7年12月分から延滞金を免除した債権について、債権免除に係る決裁を行っている。</p> <p>今後も専決権者（課長）による決裁を徹底する。</p>

(3) 都市計画部

ア 都市政策課

監査の結果	<p>津市事務専決規程の遵守について</p> <p>津市都市マスタープラン等策定業務委託の契約締結</p>
-------	---

	<p>に係る決裁について、契約金額が2,572万9,000円であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、部長決裁（300万円以上1,000万円未満）により決裁されていた。</p> <p>今後は、このようなことがないように、同規程を遵守した契約事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	津市事務専決規程を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

イ 交通政策課

監査の結果	<p>(ア) 津市事務専決規程の遵守について</p> <p>令和6年度津市公共交通活性化協議会負担金の支払に係る決裁について、支払額が1,119万5,000円であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、部長決裁（300万円以上1,000万円未満）で支払を決定していた。</p> <p>今後は、このようなことがないように、同規程を遵守されたい。</p>
措置の内容	津市事務専決規程を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

監査の結果	<p>(イ) 法令を遵守した公金事務の徹底について</p> <p>コミュニティバス運行業務委託に係る運賃の徴収に係る業務については、仕様書で業務内容を定めているが、仕様書の業務内容に引用した地方自治法の条文が誤っていたことから、適正な内容で業務が発注されていなかった。</p> <p>また、当該徴収業務は公金事務を私人へ委託するものであることから、同法第243条の2第2項の規定に基づく告示を実施するとともに、津市会計規則第16条の規定に基づく事務を実施すべきところ、これら</p>
-------	---

	<p>の事務が実施されていなかった。</p> <p>当該業務は市民から預かっている貴重な財産である公金を取り扱う業務であることから、適正な仕様による発注及び法令を遵守した事務の執行を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>コミュニティバス運行業務委託に係る運賃の徴収に係る業務については、仕様書における地方自治法の引用条文について、誤りを訂正し発注を実施した。</p> <p>公金事務の委託に係る手続については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、当該事務の委託に関する告示を実施し、津市会計規則第16条の規定に基づき、必要な手続を改めた運用体制へと是正した。</p>

(4) 美杉総合支所  
地域振興課

監査の結果	<p>津市公印規則の遵守について</p> <p>名松線90周年記念事業業務委託に係る契約の締結については、津市支所及び出張所処務規程に基づき、決裁区分が副総合支所長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。</p> <p>今後は、このようなことがないように、同規則を遵守した契約事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>本件は、事務担当者の公印規則の誤認により発生した事案である。今後、同様の誤りを二度と生じさせないように再発防止に万全を期すため、課内での確認体制を整備した。契約締結に係る事務を行う際には、決裁区分の確認と併せて、使用すべき公印の取扱いについて、必ず関係規程等（津市公印規則、津市支所及び出張所処務規程等）を確認する。押印前には、複数の担当者による確認の上、上司の確認を受けるなどチェック体制を強化し、規則遵守を徹底して、適正な契約事</p>

	務の執行に努める。
--	-----------